

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

令和4年12月22日からの大雪による災害救助法適用地域のご契約のお取扱いについて

このたびの令和4年12月22日からの大雪により、被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域で被災されたお客さまには、下記のお取扱いをいたします。

記

1. 【災害救助法適用地域】

＜適用地域と法適用日（※）＞

都道府県	適用地域	法適用日
北海道	北見市（きたみし）、紋別市（もんべつし）、 枝幸郡枝幸町（えさしぐんえさしちょう）、 網走郡美幌町（あばしりぐんびほろちょう）、 斜里郡斜里町（しゃりぐんしゃりちょう）、 斜里郡清里町（しゃりぐんきよさとちょう）、 紋別郡遠軽町（もんべつぐんえんがるちょう）、 紋別郡湧別町（もんべつぐんゆうべつちょう）、 紋別郡興部町（もんべつぐんおこっぺちょう）、 紋別郡雄武町（もんべつぐんおうむちょう）	12月23日
新潟県	村上市（むらかみし）	12月23日
	佐渡市（さどし）	12月22日

※内閣府(防災担当) 令和4年12月22日からの大雪による災害にかかる災害救助法の適用について【第2報】

2. お取扱い**○ 保険料の払込みを猶予する期間を延長いたします**

- ・資金不足等による保険料の口座振替不能などの場合の、払込猶予期間は、通常、翌月末（月払契約）、翌々月の契約応当日（年・半年払契約）までとしておりますが、災害救助法適用地域で被災されたお客さまは、お申し出によりこの払込猶予期間を2023年6月30日まで延長いたします。

○ 死亡保険金のお支払手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・死亡保険金のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

○ 契約者貸付の手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

災害により被災されたお客さまの保険金等のお支払いを迅速に行うため、災害専用のお問い合わせ窓口「災害専用ダイヤル」を設け、お客さまからのお問い合わせを承っております。

＜災害専用ダイヤル＞

電話：0120-321-993（無料、携帯電話・PHSからもご利用いただけます）

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時（日・祝日・年末年始を除く）

2019年4月に三井住友海上火災保険、または、あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたお客さまにつきましては次の専用ダイヤルとなります。

＜医療・介護デスク＞

・三井住友海上火災保険から移行されたお客さま：電話：0120-321-186

・あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたお客さま：電話：0120-321-553

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時（日・祝日・年末年始を除く）

一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

以 上